

# 第1章 背景と位置づけ

## 1-1 取組の背景

札幌市は、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するため「札幌市みどりの基本計画」を策定して取組を進めています。

昭和57年（1982年）にはじめて計画を策定して以降、社会情勢や市民ニーズなど時代の変化に対応しながら見直しを行い、令和2年（2020年）に「第4次札幌市みどりの基本計画」を策定しました。

第4次札幌市みどりの基本計画は、「人と自然の共生」「都市の魅力の向上」「資源の有効活用」「地域コミュニティの醸成」の4つを重視すべき視点とし、将来像や目標などを定め、計画的な事業の推進を図ることとし、また、都心部においては「都心のみどりの増加と価値の向上」を施策の方向性と位置づけ、まちづくりと連動したみどりづくりの方針を策定することとしていました。

札幌都心部は、高齢化や人口集中が進んでいるとともに、北海道新幹線札幌延伸や、昭和47年（1972年）の札幌冬季オリンピック開催を契機として整備された建物の建替え機運が高まるなど、土地利用の更新が活発化しています。

加えて、多くの市民や来街者が訪れる都心においては、憩いや賑わいの交流拠点となり、札幌に活力をもたらす魅力的なみどりの空間が求められています。

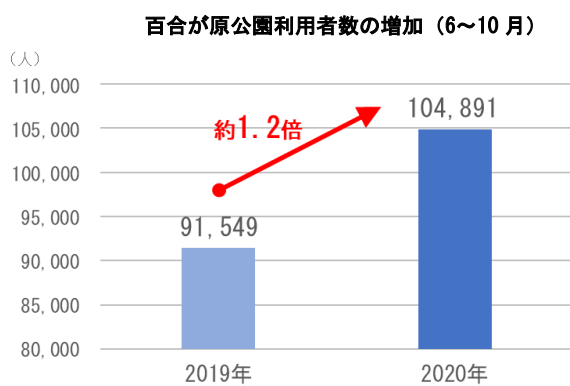
また、札幌市は郊外部に豊かな自然環境を有し、市街地を囲むようにみどりが位置しており、都心からも眺望できる美しい山並み等が保全され、札幌市の原風景をつくる重要な要素となっています。そのため、都心周辺の自然環境や多様な生物等に配慮しながら、都心においても豊かな自然を感じられるみどりづくりの推進が必要となります。

都心部のみどりは、これまでも先人から引き継いだ資源を大切に守りつつ、新たなみどりの創出に努めてきましたが、より効果的に緑化施策を推進する必要があり、都心部のまちづくりの更新機会をとらえて、都心の魅力やブランド力の向上に寄与するみどりの空間を創出していくため、「札幌市都心のみどりづくり方針」を策定します。

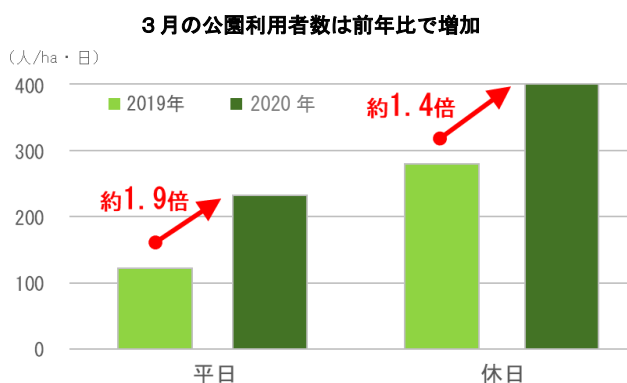
## 1-2 みどり・公園の施策の動向

### (1) 新型コロナウイルス危機を契機としたオープンスペースの見直し

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、働き方や日常生活での生活様式が大きく変わりました。公園、緑地、道路空間、民間空地など、まちに存在する様々なみどりやオープンスペースが、コミュニケーションや運動不足の解消など様々な活動の場として再認識されています。



出典：みどりの推進部集計  
(緑のセンター温室、世界の庭園、リゾートレイン利用者数合計)



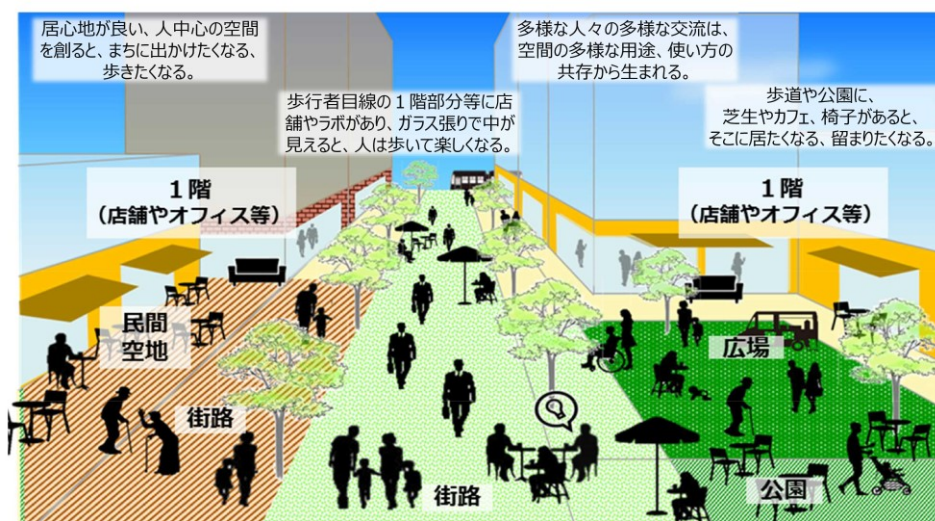
出典：都立狭山公園、都立武蔵国分寺公園、都立野川公園のデータから国土交通省都市局作成

### (2) 居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進

人口減少や少子高齢化などによる地域の活力の低下が懸念される中、国土交通省では、都市の魅力向上させ、まちなかに賑わいを創出するため「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進しています。車から人中心への都市の再構築と共に、多様な人材の集積や交流を促し、誰もが居心地良く過ごすことのできる公園やオープンスペース、街路空間が求められています。

#### ■「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

**Walkable** 歩きたくなる    **Eye level** まちに開かれた1階    **Diversity** 多様な人の多様な用途、使い方    **Open** 開かれた空間が心地よい



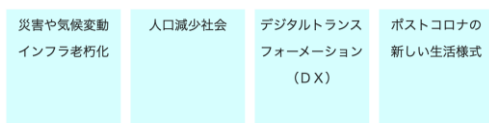
出典：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図 国土交通省

### (3) 都市基盤の有効活用

公園や道路などの社会資本は、これまでの安全・安心の確保や持続可能な管理等に加え、社会経済やライフスタイルの多様化に対応するため、情報技術・新技術の活用やインフラ空間の多面的・複合的な利活用といった新たな視点を追加していくことが求められています。

国では、デジタルトランスフォーメーションを軸にしたまちづくりや、道路空間の多面的活用による賑わいの創出など、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において提言された「2040年、道路の景色が変わる」が示す社会像の実現に向けた取組を推進しています。

#### ■意義・目的



道路政策を通じて実現を目指す2040年の日本社会の姿と政策の方向性を提案するビジョンを策定

#### ■基本的な考え方

- 「SDGs」や「Society5.0」は「人間中心の社会」の実現を目標  
➡道路政策の原点は「人々の幸せの実現」
- 移動の効率性、安全性、環境負荷等の社会的課題  
➡デジタル技術をフル活用して道路を「進化」させ課題解決
- 道路は古来、子供が遊び、井戸端会議を行う等の人々の交流の場  
➡道路にコミュニケーション空間としての機能を「回帰」

<関係する主なSDGs>

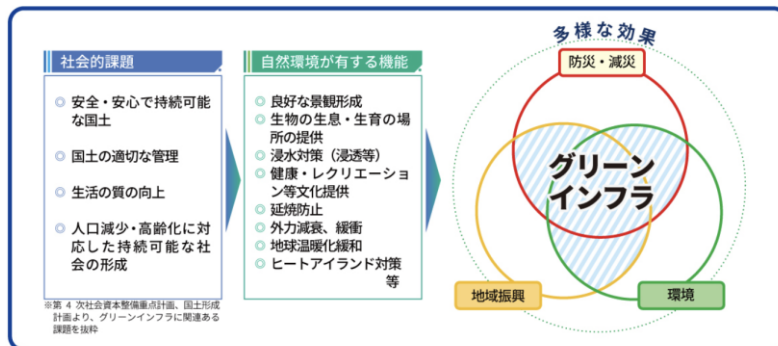


出典：「2040年、道路の景色が変わる」 国土交通省

### (4) グリーンインフラの推進

みどりは環境面、地域振興面、防災・減災面において多様な機能を有しています。近年、この多様な機能を社会資本整備に活用するという考え方を基本としたグリーンインフラの取組が進められています。

平成27年度には国土形成計画※の中でグリーンインフラの推進についての考え方が位置づけられ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、行政・地域住民・民間企業など多様な主体の参画・連携のもと、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくことが掲げられました。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：グリーンインフラの考え方 国土交通省

※国土形成計画：国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画



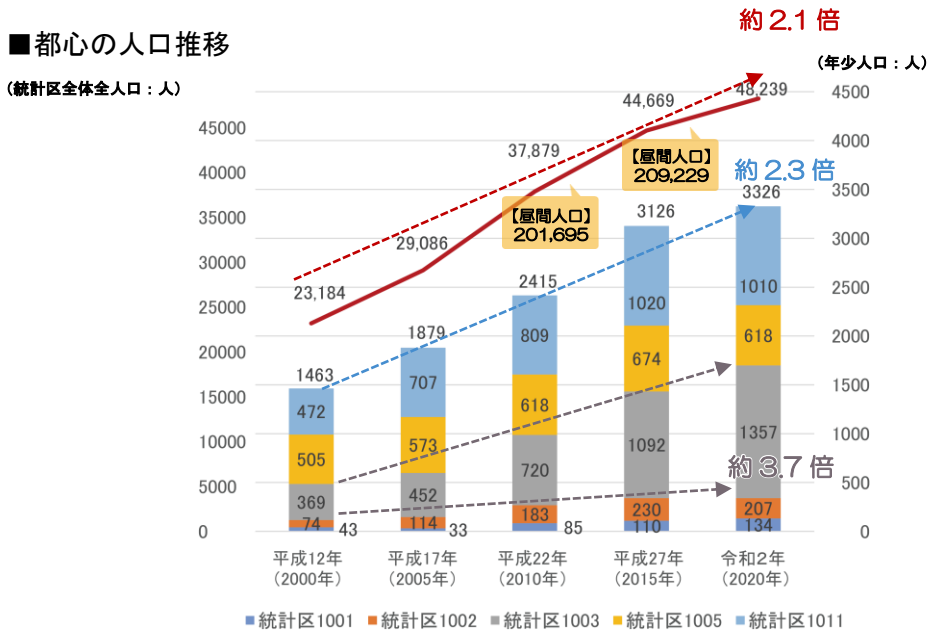
# 1-3 札幌都心のまちづくりについて

## (1) 常住人口、昼間人口の増加

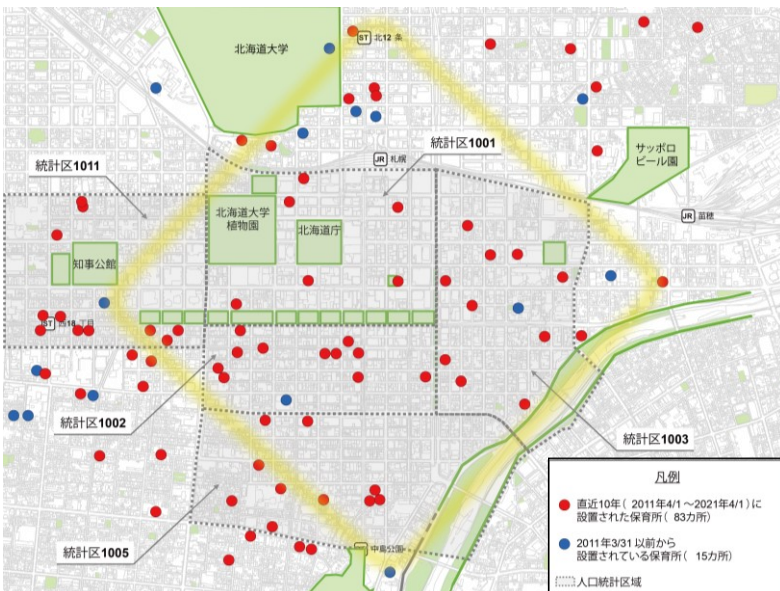
平成12年（2000年）から令和2年（2020年）までの20年間で、都心に位置する5つの統計区（統計区1001、1002、1003、1005、1011）の人口は、約2.1倍に増加しています。また、都心では事業所等が多いことから、常住人口に比べて昼間人口（従業地・通学地による人口）が多い傾向にあり、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）までの5年間では昼間人口についても増加していることがわかります。

更に、年少人口も約2.3倍に増加しており、特に、創成東地区では、1003統計区が示すように直近20年間で年少人口が3.7倍に増加しています。

近年、共働き世帯が増えたことや、待機児童問題への対応等により都心の保育施設が増加しており、大通公園をはじめ都心の公園では園児の遊ぶ姿を見ることが多くなっています。



## ■ 保育園箇所図



大通公園で遊ぶ園児

## (2) まちづくりの更新期

令和 12 年度（2030 年度）に予定している北海道新幹線の札幌延伸や、昭和 47 年（1972 年）の札幌冬季オリンピックから半世紀が経過したことを踏まえて、各所で民間再開発が展開されるなど、まちづくり活動が活発化しています。



（仮称）札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区  
第一種市街地再開発事業（令和 10 年秋竣工予定）  
出典：準備組合提供



札幌三井 JP ビル（平成 26 年 8 月竣工）



札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区（平成 30 年 5 月竣工）



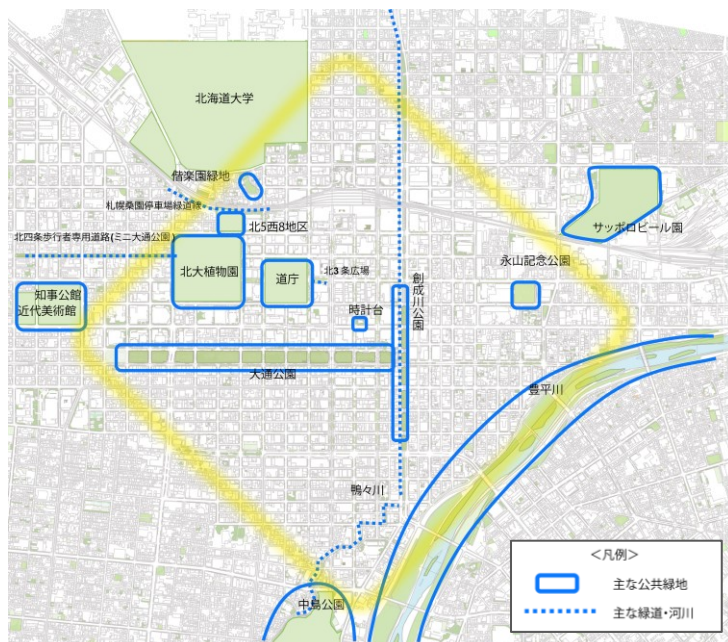
## 1-4 これまでの札幌都心におけるみどりの施策

札幌市では、これまでに都心のみどりづくりにおいて、さまざまな施策を実施してきました。

### (1) 札幌都心部の緑化空間の維持保全・創出

札幌都心部には大通公園、創成川公園、永山記念公園、偕楽園緑地、中島公園などのまとまったみどりの空間があります。

また、街路樹のほか創成川、鴨々川、豊平川といった河川などにより、みどりのネットワークの素地が形成されています。

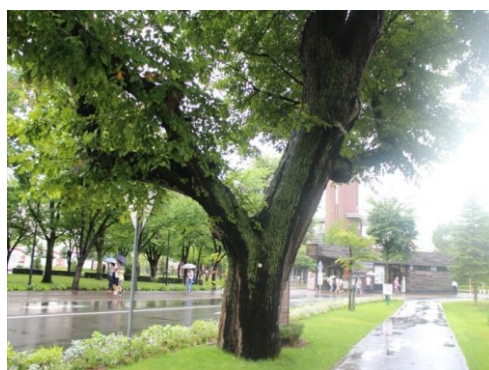


公園緑地など都心部の緑化空間

### (2) 象徴的な樹木などの保存

良好な樹木や樹林の保全により、質の高いみどりの空間を確保するため、由緒や由来、学術的価値のある樹木・並木など街の中の貴重な樹木等を「保存樹※（保存樹林）」、「保存樹木※（保存並木）」として指定し、良好な保全に努めています。

また、札幌の良好な景観づくりを推進するため、重要な価値があると認められる樹木を「札幌景観資産※」として指定しています。



サッポロビール株式会社北海道本社の  
ハルニレ（保存樹）



カナモトホール（札幌市民ホール）のハルニレ  
（札幌景観資産）

※保存樹（保存樹林）：「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき指定された樹木（樹林）。

※保存樹木（保存並木）：「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき指定された樹木（並木）。

※札幌景観資産：札幌市が指定する景観形成上重要な価値があると認められる建築物や工作物、樹木等。

### (3) 自然樹形や歩道美化によるまちなみづくり

都心部の代表的な街路樹は、細やかな剪定や枝透かし等により、大きくボリュームのある美しい樹形づくりに取り組み、都心に風格と潤いのある景観を創出しています。

また、街路樹柵では市民と協働で花苗を植え、色彩豊かな花による歩道美化を行っています。



北3条通の街路樹柵

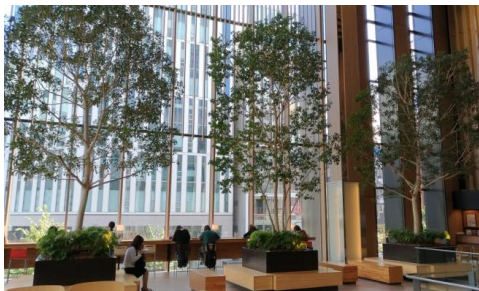
(さっぽろ花と緑のネットワーク事務局公式 SNS より引用)



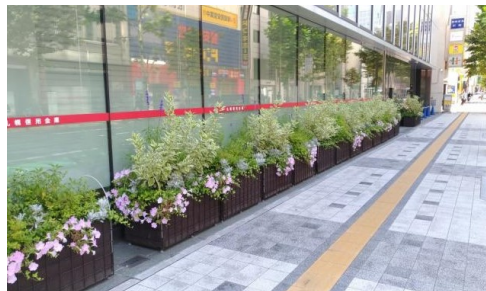
大通北線のハルニレ

### (4) 民有地緑化の推進

都心部において事業者が自らの敷地の緑化を行う際、その経費の一部を助成する「さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度」を運用するほか、緑保全創出地域制度や風致地区制度等により、民有地におけるみどり豊かな空間の創出を行っています。



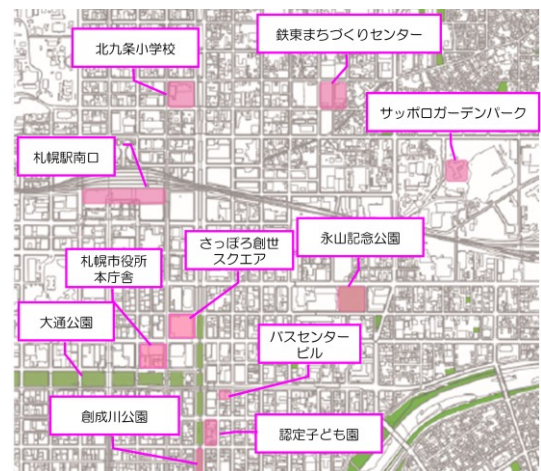
札幌三井JPビルディング（2階アトリウム）



北海信用金庫本店ビル

### (5) 市民・企業との協働によるみどりづくり

都心部では、市民や企業の方々と協働し、オープンスペースでのフラワーコンテナ、緑のカーテン※、創成川公園、大通公園などでの花壇整備など、多様なみどりづくりに取り組んでいます。



市民・企業との協働によるみどりづくり活動位置図（R4年4月現在）

※緑のカーテン：夏季の直射日光の遮断や、室内温度の上昇を防ぐため、ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を、窓や外壁に張ったネットなどに這わせて、カーテン状に繁茂させたもの



## 1-5 方針の目的・位置づけ・区域の設定・対象期間

### (1) 目的

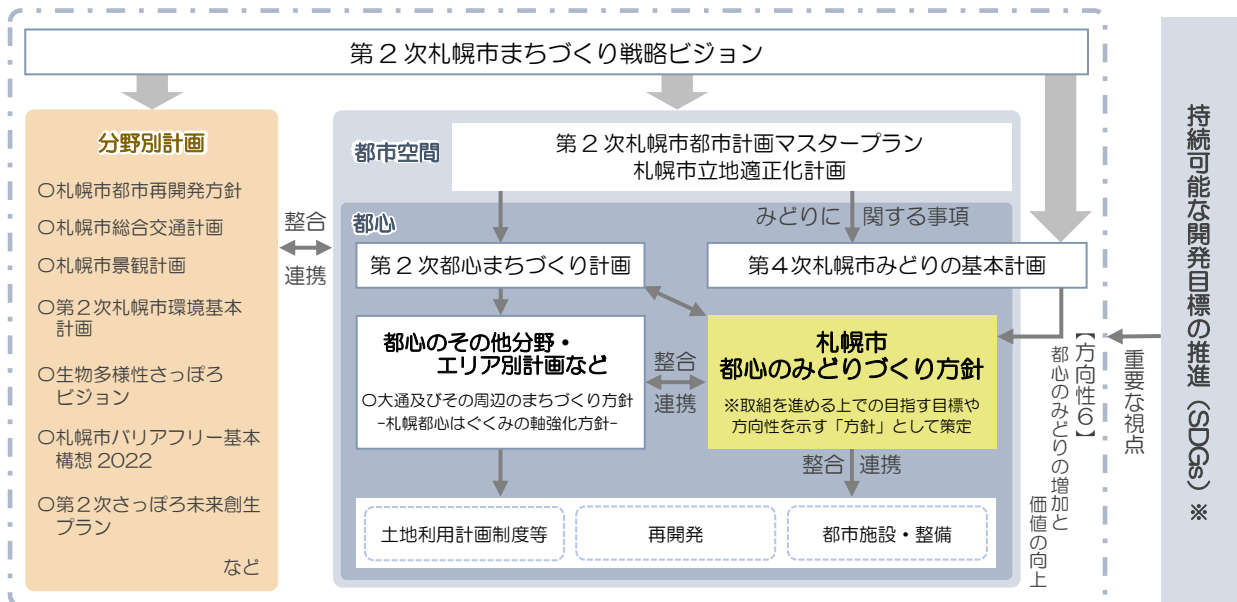
「みどり」は、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、健康・レクリエーション等の場の提供、延焼防止、地球温暖化防止など、環境面、地域振興面、防災・減災面において多様な機能を有しています。

特に、新型コロナウイルス感染症を契機とした開放的な空間の再評価をはじめ、札幌都心部においては居心地が良く歩きたくなる空間、常住人口・昼間人口の増加に対応した遊びや暮らしのための環境の質向上が求められており、そのような空間形成においてもみどり分野が果たすべき役割は大きくなっています。

このような社会情勢の変化や高まるニーズを踏まえ、都心のまちづくりの動きをとらえながら、大通公園などこれまで育んできたみどりの空間を効果的に活用しつつ、札幌の活力を維持するとともに、魅力やブランド力の向上に寄与していく、質の高いみどりづくりの方針を示すことを目的とします。

### (2) 位置づけ

本方針は「第4次札幌市みどりの基本計画」を上位計画とするとともに、札幌都心のまちづくりの指針となる「第2次都心まちづくり計画」、さらに、都心のうち大通エリアのまちづくりの方向性をまとめた「大通及びその周辺のまちづくり方針-札幌都心はぐくみの軸強化方針-」などと整合・連携を図ります。

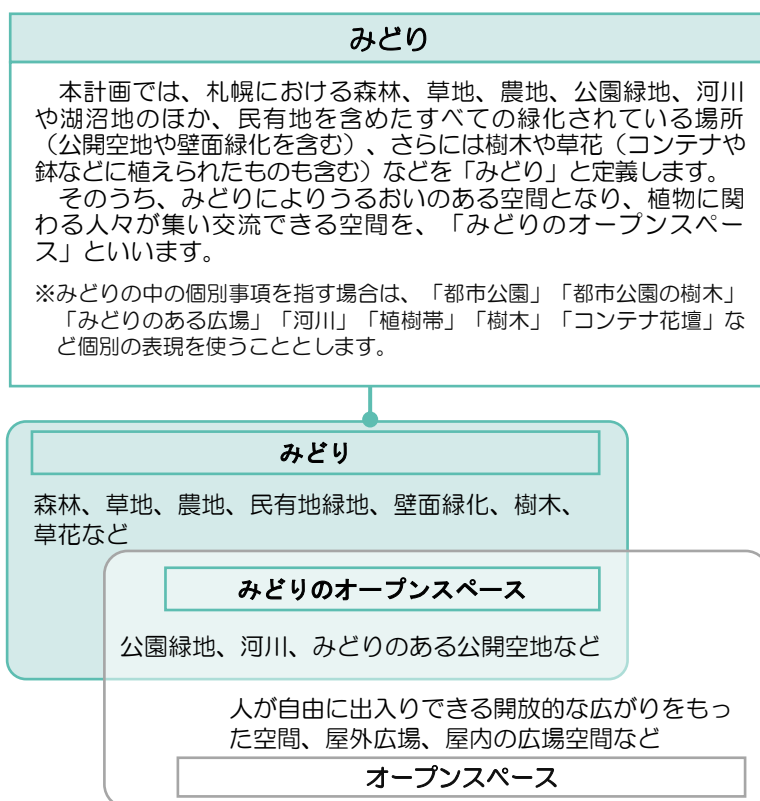


※SDGs：平成27年（2015年）9月に国連のサミットで決定された令和12年（2030年）までに達成すべき国際社会共通の17の目標のこと。



### (3) みどりの定義

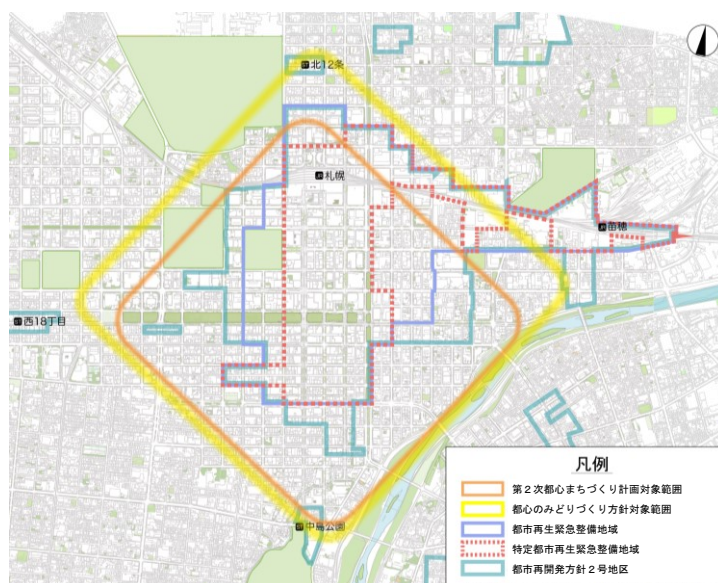
本方針では、第4次札幌市みどりの基本計画に準じ、「みどり」と「オープンスペース」を右図の通り定義します。



### (4) 区域の設定

都心のまちづくりと連動した実効性のある取組とするため、第2次都心まちづくり計画の対象範囲に加えて、都心周辺のまとまったみどりと隣接する範囲を対象とします。

この範囲は今後まちづくりの機運が高まると予想される都市再生緊急整備地域※・特定都市再生緊急整備地域※や札幌市都市再開発方針における2号地区※を網羅した範囲です。



### (5) 対象期間

本方針の対象期間は、第4次札幌市みどりの基本計画の計画期間である令和11年度（2029年度）までとします。

※都市再生緊急整備地域：都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域のこと。

※特定都市再生緊急整備地域：都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のこと。

※2号地区：都市再開発法等に基づき、札幌市が既成市街地の再開発を戦略的に進めるために定めている地区。